

個人情報保護委員会事務局 御中

一般社団法人 電子情報技術産業協会  
個人データ保護専門委員会

「個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直しに係る検討の中間整理」に関する意見

■意見1

○該当箇所  
中間整理全体

○意見内容

個人情報保護法の3年ごと見直しにおいて規制強化（＝事業者の負荷増加）や規定明確化を行う場合は、その対象を必要範囲に限定して頂くこと、あるいは法改正の趣旨を文書にて明確化し、当該趣旨に沿った対象が、事業者において正しく理解できるようにして頂くことを強く希望します。

○理由

法改正を行う場合、その改正規定の趣旨については理解するものの、個人情報保護について真面目に着実に取り組む事業者ほど改正規定を厳格に解釈してしまい、その結果として事業者の実務負荷が増加する可能性がある。（過去の例として、第三者提供における記録保存義務、個人関連情報規定等がある。）法改正の趣旨を明確化し、当該趣旨に沿って対象を限定化して頂くことが重要と考えるため。

■意見2

○該当箇所

p.2 第1 はじめに（中間整理の位置づけ等）

「また、本中間整理に挙げているものにとどまらず、今後提起された論点や検討項目についても、必要に応じて実態把握や影響分析なども行いながら、オープンな議論を続けていく必要があると考えている。」

○意見内容

中間整理に挙げられている観点での議論を続けていく必要があることに賛同します。3年ごと見直しにとらわれず、時宜にかなったテーマで様々なステークホルダーが参画し、社会的コンセンサスを形成するための丁寧な議論を踏まえた検討をお願いします。

○理由

有識者検討会（例：犯罪予防や安全確保のためのカメラ画像利用に関する有識者検討会）が1年以上の期間を要したことを踏まえると様々なテーマに対して3年ごと見直しのタイミングで性急に結論を出すことは社会的コンセンサス形成の観点からも望ましくないと考えるため。

■意見3

○該当箇所

p.3 (1)個人情報等の適正な取扱いに関する規律の在り方

ア 要保護性の高い個人情報の取扱いについて（生体データ）

## ○意見内容

生体データに関しては、まずは現行の規律で不十分な点があるのかどうかを厳密に評価する必要があります。その上で、もし不十分な点があるならば、法改正によって新たな規定を設けたり要配慮個人情報に分類するのではなく、ガイドラインやQ&Aで生体データに関する規律の明確化を行うべきと考えます。具体的には、様々な生体データのユースケース（識別用途、認証用途等）についてリスクの分析を行い、もし現行の規律や事業者の自主的な取組で対処できないようなリスクがあった場合には、ガイドライン通則編またはQ&Aで追加的な対策について記載するとともに、対象となる生体データの定義を明確化するべきと考えます。

## ○理由

①生体データ（顔特徴データ）については既に、個人情報保護委員会の「犯罪予防や安全確保のための顔識別機能付きカメラシステムの利用について」（2023年3月）や経済産業省・総務省の「カメラ画像利活用ガイドブック ver3.0」（2022年3月）で整理がなされており、事業者はこれらの指針に準拠して生体データ（顔特徴データ）を取り扱っているところであるが、これらの公表時点から日本の社会環境・技術環境は大きく変わっていないため。

②「諸外国における法制度なども参考にしつつ」とあるが、背景となる社会環境は各国で異なるため、諸外国に法制度があるから日本も法規制をするという必然性はないため。

③第1回目の日EU相互十分性認定レビュー（2023年4月完了）においても、欧州委員会や欧州データ保護会議（EDPB）から現行の個人情報保護法における生体データの扱いに関して（規定が不十分等の）指摘を受けていないため。

## ■意見4

### ○該当箇所

p.10 (3)こどもの個人情報等に関する規律の在り方

#### 【考え方】

「取得した情報にこどもの個人情報とこども以外の者の個人情報が含まれている場合や、こどもの個人情報が含まれているかが明らかでない場合があり得ることから、こうした場合における事業者の負担を考慮する必要がある。」

## ○意見内容

上記箇所に賛同します。取得した個人情報に意図せずこどもの個人情報が含まれていた場合に事業者に求められる対応や、個人情報にこどもの個人情報が含まれているか分からない場合の対応など、事業者が取るべき対応が明確になっていない部分があるため、ガイドライン等での明確化をお願いします。

また、本来は年齢情報の取得の必要性がなかったにもかかわらず、こどもか否かを確認するために過剰に取得するようなことが、あらゆる場面において起こらないように配慮をお願いします。

## ○理由

取得した個人情報の中に意図せずこどもの個人情報が含まれている可能性が想定されるため。

また、こどもの個人情報とそれ以外の個人情報を区別するためにあらゆる場面で年齢確認が必要となると、事業者の負担になるだけでなく、消費者にとっても不要なプライバシーを晒すことに繋がるため。

## ■意見 5

### ○該当箇所

p. 10 (3) こどもの個人情報等に関する規律の在り方

【考え方】 ウ 安全管理措置義務の強化

### ○意見内容

こどもの個人データに関する安全管理措置を強化することの妥当性が不明瞭と考えます。大手学習塾など一部の事業者が現行法の安全管理措置義務を遵守していなかった事例が挙げられていますが、それを理由に、こどものデータを取り扱う全ての事業者に対して安全管理措置義務を現行法より強化することには飛躍があると考えます。もし安全管理措置義務を強化するのであれば、上記の事例が現行法の遵守では防止できなかったことを検証する必要があると考えます。

### ○理由

こどもの個人データの保護が現行法の安全管理措置義務では不十分だという根拠が示されていないため。

## ■意見 6

### ○該当箇所

p. 17 (1) 課徴金、勧告・命令等の行政上の監視・監督手段の在り方

【考え方】 ア 課徴金制度

「他方、悪質な安全管理措置義務違反の場合には、本来なすべき支払を免れた結果として、事業活動から得られる利益が増加している点に着目することが考えられる。」

### ○意見内容

安全管理措置の不備に対する課徴金の適用は控えて頂くとともに、課徴金制度や（前節記載の）団体による差止請求制度・被害回復制度については慎重な検討をお願いします。

### ○理由

現行法の罰則に加えての課徴金制度や団体による差止請求制度・被害回復制度については、AI やクラウドといった新たな技術の登場等により法解釈に必ずしも明確ではない部分が存在する現状において、思いがけず厳しいペナルティを受ける可能性が生じることとなってイノベーションを阻害する等、真摯に個人情報保護に取り組む真面目な事業者の事業活動を委縮させる恐れがあるため、慎重な検討をお願いしたい。特に安全管理措置については、法第 23 条において「必要かつ適切な措置を講じなければならない」とされているが、外的環境にも大きく影響を受けるため、個人情報の漏えい事故等が生じた際に「必要かつ適切」な措置であったかを適切に評価することは困難と思われ、そのうえ悪質か否かを適切に評価することはさらに困難であると考え。課徴金制度は、事業者に対して過度な安全管理措置を求めることにもなりかねない。よって、安全管理措置の軽重をもって課徴金の評価をすることは適切ではないと考える。

## ■意見 7

### ○該当箇所

p. 17 (2) 刑事罰の在り方

### ○意見内容

直罰規定に関して個人情報データベース等不正提供罪以外に拡大することについては、慎重な検討をお願いします。仮に個人データの不正取得・利用にも拡大する場合には、不正競争防止法で個人データの不正取得・利用に対して適用される刑事罰との対象範囲や適用条件の明確化をお願いします。

#### ○理由

個人データの不正取得・利用については、特定の対象要件を満たす場合には営業秘密として不正競争防止法でも個人・法人に対する刑事罰が定められており、実際に罰則が適用されている状況において、新たに個人情報保護法で刑事罰等の定義を行うことになり、その適用条件の明確化が必要なため。

#### ■意見 8

##### ○該当箇所

p. 20 (3)漏えい等報告・本人通知の在り方

【考え方】ア 漏えい等報告

##### ○意見内容

漏えい等報告について、一定の体制・手順が整備された事業者については速報を免除し、確報については一定期間ごとの取りまとめ報告を許容するという考え方に賛同します。具体的には、JISQ15001 に基づくプライバシーマークなどの認証を取得した個人情報取扱事業者に対しては速報を免除するとともに、確報については①（漏えいした個人データに係る本人の数が1名である誤交付・誤送付案件）のケースに限らず、一定期間ごとの取りまとめ報告を許容して頂くことをお願いします。

また、現行制度では、個人情報保護委員会に加えて認定個人情報保護団体にも漏えい等を報告する義務がありますが、いずれか一方に報告した場合には他方には報告不要として頂くことの検討をお願いします。

#### ○理由

漏えい等報告について、現行制度では報告及び本人通知の義務が企業に過大な負担を生じさせている。プライバシーマークなどの認証を取得している事業者については、認証取得が適切な体制・手順を整備していることの明確な証拠となり、漏えい等の報告基準の一部として考慮することが可能なため。

また、既に認定個人情報保護団体の介在により漏えい報告が重複している部分については、両者の報告書式が異なるなど事業者の負担となっているため。

#### ■意見 9

##### ○該当箇所

p. 21 (3)漏えい等報告・本人通知の在り方

【考え方】ア 漏えい等報告

「関係団体からは、いわゆる「おそれ」要件についての要望も示されている。「おそれ」については、個人の権利利益を害する可能性等を勘案してより合理的と考えられる場合に報告や本人通知を求めることが適当であるとも考えられるが、その具体的な当てはめについては、現実の事例に応じて精査する必要がある。事業者の協力も得ながら、実態を明らかにした上で検討を行い、必要となる要件の明確化を行うことが必要である。」

##### ○意見内容

報告対象の「おそれ」要件（漏えい等が発生したおそれがある事態）については、2023年12月の第266回個人情報保護委員会のヒアリングでも意見させて頂きましたが、「発生したおそれがある」か否かは事業者での判

断が難しく、また続発するサイバー攻撃において僅かでも「おそれのある事態」をすべて報告することは、事業者に過度の負担が生じる可能性があります。ガイドライン通則編には「個別の事案ごとに蓋然性を配慮して判断する」とありますが、個人データの漏えい等がほぼ確実になった段階で報告する等、「おそれのある事態」の定義に関して、個人の権利利益へのリスクと事業者の負担とのバランスを考慮した見直しをお願いします。例えば、「会議後提出資料 ([https://www.ppc.go.jp/files/pdf/231221\\_shiryuu-1-1dantaikaitou.pdf](https://www.ppc.go.jp/files/pdf/231221_shiryuu-1-1dantaikaitou.pdf))」において示した箇所について見直しをお願いします。

また、以下2つのいずれかに該当する場合など、個人データの漏えい等が「発生したおそれがない」ケースについても例示して頂くことをお願いします。

- ・ 事業者による調査の結果、個人情報の第三者への漏えい等の痕跡が確認されなかった場合
- ・ 漏えいした情報のみでは本人を特定できず、かつ漏えいした情報を用いて本人に連絡することができず、かつ本人に金銭的な被害が及ぶ情報が含まれていない場合

#### ○理由

「発生したおそれがある」か否かは事業者での判断が難しく、僅かでも「おそれのある事態」をすべて報告することは、事業者に過度の負担が生じる可能性があるため。

また、ガイドライン通則編で「おそれがある事態」は例示されているが、「おそれがない」場合についても例示した方が報告や本人通知についての事業者による要否判断が確実にするため。上記の2つのケースは、個人情報の漏えい等の可能性がない、または個人の権利利益を害する可能性がないと見なすことに合理性があると考えられるため。

#### ■意見 10

##### ○該当箇所

p. 21 (3)漏えい等報告・本人通知の在り方

【考え方】イ 違法な第三者提供

##### ○意見内容

「漏えい等との違いの有無も踏まえ、その必要性や報告等の対象となる範囲を検討する」とありますが、「個人データの違法な第三者提供」を報告対象として追加することの意義・効果や、その定義・範囲の明確化の検討をお願いします。

##### ○理由

法 27 条 5 項に基づき、委託、共同利用、事業承継の場合は提供先が第三者に当たらず、例外として同意不要で提供が可能である。しかし、委託におけるクラウド例外や共同利用などについては条文・ガイドライン等で必ずしも明確な線引きがなされていないことから、「個人データの違法な第三者提供」を報告対象とした場合、立法趣旨の一つであるデータ利活用に対して委縮効果を引き起こすおそれがあると考えます。「個人データの違法な第三者提供」により個人の権利利益が侵害されることは言語道断であるが、意図せぬ「違法な第三者提供」を恐れるあまり、データ利活用が進展しないことも、立法趣旨との関係で均衡を失うと考えるため。

#### ■意見 11

##### ○該当箇所

p. 23 (1)本人同意を要しないデータ利活用等の在り方

【考え方】

## ○意見内容

生成 AI について、例外規定を設けずとも現行法の範囲内で対応できる部分については、ガイドライン等での明確化をお願いします。具体的には、生成 AI などの AI モデルの開発に当たって、Web 上などに散在する個人情報（要配慮個人情報を含まない）を学習データとして利用する場合には、個人情報に係る規律を遵守すればよく、個人データや保有個人データに係る規律は適用されないことをガイドラインや Q&A で明確化することをお願いします。

また、2023 年 12 月の第 266 回個人情報保護委員会のヒアリングでも意見させて頂きましたが、上記のように Web 上の個人情報を学習データとして利用する際に、その中に要配慮個人情報（信条、病歴、犯罪歴等）が含まれてしまう場合があります。法第 20 条 2 項（7）では「当該要配慮個人情報が、本人、国の機関、地方公共団体、学術研究機関等、第 57 条第 1 項各号に掲げる者その他委員会規則で定める者により公開されている場合」は本人同意なく取得が可能とされ、ガイドラインで「報道機関（報道を業として行う個人を含む）」や「著述を業として行う者」等を含め、その範囲が列举されています。Web 上で公開されている要配慮個人情報について、どのような Web サイト（例えば Wikipedia 等）で公開されているものであれば、本人同意なく学習データとして取得及び利用することができるかについて、ガイドラインや Q&A で明確化することをお願いします。

## ○理由

生成 AI については、現行法の範囲内でもガイドライン等の明確化により、その開発・利用促進を図る余地があると考えるため。

また現状、どのような Web サイトで公開されている要配慮個人情報であれば本人同意なく取得できるかについて明確化されておらず、事業者における AI 開発を委縮させるおそれがあるため。

## ■意見 12

### ○該当箇所

p. 23 (1)本人同意を要しないデータ利活用等の在り方

#### 【考え方】

## ○意見内容

「生成 AI 等の新たな技術の普及等により、大量の個人情報を取り扱うビジネス・サービス等」が生まれている環境において、「生成 AI などの社会の基盤となり得る技術やサービス」について、新たに例外規定を設けることに賛成します。具体的には、他事業者が提供する生成 AI などの AI モデルを業務利用するに当たり、当該 AI モデルから個人情報の復元はできないことが担保されている AI モデルであれば、プロンプト入力に伴う個人情報（散在情報）の当該事業者への第三者提供時の通知・公表義務を緩和することや、個人データの当該事業者への第三者提供時の本人同意義務を緩和すること等の検討をお願いします。

## ○理由

個人情報の復元はできないことが担保されている AI モデルであれば、個人情報を入力することによる個人の権利利益への侵害はないと考えられるため。

## ■意見 13

### ○該当箇所

p. 23 (2)民間における自主的な取組の促進

## ア PIA (Privacy Impact Assessment)

### ○意見内容

PIA については、民間における自主的な取組という現状の枠組み維持しつつ、慎重に検討を進める考え方に賛同します。

### ○理由

個人情報の取り扱いに伴うリスクを適切に評価・理解し、その管理を行うことは必要だが、法令等により PIA の全面的な実施を義務付けると、我が国の個人情報取扱事業者に過大な負担が生じ、国際的な競争力にも影響を及ぼす可能性がある。むしろ、各事業者が構築する個々の個人情報保護マネジメントシステムの中で、取り扱いを評価しリスクを継続的に低減するような自主的な取組を進めることが望ましいと思われるため。

## ■意見 14

### ○該当箇所

p. 26 4 その他

### ○意見内容

「個人情報等に関する概念の整理」に関し、個人情報、個人データ、仮名加工情報、匿名加工情報等の整理を頂くとともに、各ガイドラインや FAQ 等でより分かりやすく、具体的な案内をして頂くようお願いします。

### ○理由

現状でも、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン通則編や Q&A 等で、個人情報等に関する概念について案内頂いているところではあるが、企業実務においては、「これは個人情報に該当するのか?」といったごく基本的な部分での判断に時間を要するケースがあるのが実情である。立法趣旨の一つである「個人情報の有用性」を十分活用できているとは言い難い状態であるため、事業者の法務部門、プライバシー部門といった専門部署以外の担当者でも容易に理解し、事業活動に個人情報を活用できるよう、より分かりやすい案内と、必要に応じて定義やそれに紐づく法要件の見直しをお願いしたい。

## ■意見 15

### ○該当箇所

p. 26 4 その他

### ○意見内容

個人情報保護委員会のウェブサイトには 40 ヶ国・地域の法制度情報を掲載頂いているが、定期確認及び法令遵守を確実にするため、これらの掲載情報を最新化して頂くようお願いします。

### ○理由

個人情報取扱事業者が外国で個人情報を取り扱ったりデータ移転を行う際には、当該国の個人情報保護に関する制度等を理解した上で、個人情報の安全管理に必要なかつ適切な措置を施すことが求められている。さらに、データ主体から見て当該国の制度の存在及びその概要を理解できる状態に保つことが要求されている（法 32 条 1 項、施行令 10 条 1 項）。しかし、各事業者が個々に同一の外国の法制度を調査、最新化することは効率的とは言えないため。

■意見 16

○該当箇所

p. 26 4 その他

○意見内容

個人情報保護委員会には、Global CBPR（越境プライバシールール）への参加国・地域、参加企業を増やすとともに、当該国・地域において CBPR を移転ツールとして活用するスキームを構築してもらえるよう働きかけをお願いします。具体的には、越境移転規制を導入している国・地域において、日本のガイドライン（外国にある第三者への提供編）と同様に、移転元や移転先が CBPR 認証を取得している場合には越境移転を可能とするよう働きかけをお願いします。

○理由

海外では、日本と同様、個人情報保護法令において個人データ越境移転を規制する国・地域（EU、UK、中国、韓国、台湾、シンガポール、タイ、フィリピン、マレーシア、インドネシア、ベトナム、オーストラリア、ロシア、カナダ、メキシコ、ブラジル等）が増加している。国・地域ごとに異なるデータ越境移転規制に従わざるをえないことにより、個人情報取扱事業者に多大な負荷が発生し、国際競争力低下などにも影響が生じかねない。我が国がリーダーシップを取り、個人情報保護の領域において関連の基準や認証制度をグローバルのレベルで統一していくことは、これらの国々からのデータ移転を十分な保護レベルを確保しながらスムーズに行うことを可能とし、DFFT の実現と、それに紐づく我が国の競争力の維持・向上につながると考えるため。

以上